

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県土整備部 建設・技術課

法令名	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		法令番号	平成 12 年法律第 104 号		
手続名	解体工事業者の登録抹消前に締結された工事の施工差止命令		根拠条項	第 29 条第 2 項		
処分基準	<p>（登録の取消し等の場合における解体工事の措置）</p> <p>第 29 条 解体工事業者について、第 21 条第 2 項若しくは第 27 条第 2 項の規定により登録が効力を失ったとき、又は第 35 条第 1 項の規定により登録が取り消されたときは、当該解体工事業者であった者又はその一般承継人は、登録がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る解体工事に限り施工することができる。この場合において、これらの者は、登録がその効力を失った後又は当該処分を受けた後、遅滞なく、その旨を当該解体工事の注文者に通知しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該解体工事の施工の差止めを命ずることができる。</p> <p>3 第 1 項の規定により解体工事を施工する解体工事業者であった者又はその一般承継人は、当該解体工事を完成する目的の範囲内においては、解体工事業者とみなす。</p> <p>4 略</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	建設・技術課	交付機関	建設・技術課